

岐 阜 県 公 報

目 次

保安林の指定

(中濃農林事務所)

ページ
—

告 示

岐阜県告示第三百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定するので、同法第三十二条第六項で準用する同法第三十二条第一項の規定により告示する。

平成二十二年六月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林の所在場所
関市小瀬字松尾十八の一、下有知字向山五九八の一、五九九の一
 - 二 指定の目的
魚つき
 - 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は択伐による。
 - 2 主伐として伐採することができる立木は、当該立木が存在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県中濃農林事務所及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

岐 阜 県 公 報 号 外 毎 週 (火 曜 日) 発 行 (休 日 に 当 た る) (金 曜 日) (と き は 翌 日)

平成二十二年六月十三日

